国水下企第81号 平成27年11月19日

各地方整備局長 北海道開発局長 経由 沖縄総合事務局長

都道府県知事 殿 指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について

「水防法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第22号。以下「改正法」という。)は、平成27年5月20日に公布され、一部の規定を除き平成27年7月19日に施行されたところである。

今般、「水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成27年政令第383号)が公布され、改正法の公布から6月以内に施行されることとされていた雨水公共下水道及び公共下水道の維持又は修繕の基準、事業計画制度の拡充等に係る改正規定が平成27年11月19日に施行されることとなった。

また、「下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令」 (平成27年政令第384号。以下「改正令」という。)が平成27年11月13日に公布、「下水道 法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年国土交通省令第78号。以下「改正省令」とい う。)が平成27年11月13日に公布され、いずれも平成27年11月19日に施行されることとなっ た。

改正法の施行については、既に通知している「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」(平成27年月7日21日国水政第24号・国水下企第30号)及び下記の事項に十分留意した上で適切な運用に努められるとともに、速やかに下記の関係事項を貴管内関係市町村(政令指定都市を除く。)に周知方取り計らわれ、下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

記

1 雨水公共下水道制度の創設について

(1) 雨水公共下水道の定義等(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号ロ関係)

公共下水道により雨水排除及び汚水処理を行う区域について、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた「都道府県構想」の見直しが進められていることを背景に、雨水排除のみに特化した下水道整備ができるよう、公共下水道の定義を改め、これまでの公共下水道を第2条第3号イとし、雨水の排除を行い、汚水の排除及び処理を行わない公共下水道を同号口として新たに規定した(下水道法第4条第3項において雨水公共下水道と略称)。

雨水公共下水道は、市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するものである。

雨水公共下水道の整備区域は、具体的には、「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について(平成19年9月14日19農振第1045号、19水港第1801号、国都下事第226号、環廃対発第070914001号)」通知以前に、「都道府県構想」において公共下水道の整備を予定していたが、その後、効率的な整備手法の見直しの結果、公共下水道による汚水処理を行わないこととした区域について、浸水被害の防止を図ることを目的としたものである。このような場合を除き、公共下水道が雨水排除及び汚水処理の機能を同時に担うことは従前のとおりである。

都市部における浸水対策については、これまでも河川部局と下水道部局が連携して実施してきたところであり、雨水公共下水道の事業の実施に際しても、今後両部局が協議の場において計画の整合を図るとともに事業の進捗状況を定期的に確認する等により、十分調整・連携して浸水対策を推進されたい。

(2) 雨水公共下水道に係る規定の適用関係

雨水公共下水道は、下水道法第2章の公共下水道に係る規定のうち、下水道法第2条第3号イに該当する公共下水道が合流式である場合又は分流式である場合の汚水管に適用される規定(下水道法第11条の3、第12条の2から第12条の11、第18条の2、第21条第2項、第21条)は適用されない。

なお、これらの規定は、「終末処理場を設置している公共下水道又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している公共下水道(下水道法第12条の2第1項)」に限って適用されると規定されているものか又は文言上雨水公共下水道に適用されないことが明らかであるものであるため、雨水公共下水道の適用関係について書き分けを行う等の特段の措置を講じていない。

(3) 雨水公共下水道の事業計画(下水道法第4条、第5条第1項第5号、第6条第3号、 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条、下水道法施行規則(昭和42年建設省 令第37号))様式第2関係)

雨水公共下水道は下水の処理を行わないことから、雨水公共下水道の事業計画は、予 定処理区域に代えて、予定排水区域を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業 計画の様式第2備考を改めるとともに、予定排水区域が排水施設の配置及び能力に相応 していることを要件とした。

また、公共下水道管理者は雨水公共下水道の事業計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定排水区域等を公示して、これらに関して利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないこととした。

なお、雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから、事業計画の策定又は変更に際し、環境大臣への協議又は届出は不要である。

雨水公共下水道の事業計画策定に当たっては、人口減少等に対応したコンパクトシティ等の長期的なまちづくりとの調整を図りつつ、既存の水路等を活用する等により地域の実情に応じた最適な整備手法を検討されたい。

(4) 指定都市の雨水公共下水道(下水道法施行令第4条の2、第24条の3第1項第2号関係)

雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから指定都市が策定する雨水公共下水道の事業計画については、下水道法第2条第4号イに該当する流域下水道に接続する下水道法第2条第3号イに該当する公共下水道の事業計画と同様、都道府県に協議することとした。

また、公衆衛生の重大な被害又は公共用水域の水質への重大な影響を防止するため緊急の必要がある場合に都道府県が指示することとされる下水道に、指定都市が管理する雨水公共下水道を追加した。

2 持続的な下水道事業の確立のための措置について

(1) 措置の趣旨及び背景

社会資本全体の老朽化の進行が見込まれる中で、インフラの維持又は修繕の適確な実施に係る社会的な要請が高まっていることに加え、一部の排水施設では腐食等に起因する道路陥没等が発生している状況を踏まえ、予防保全を中心とした持続的な下水道事業の確立が急務である。このため、今回、維持又は修繕に関する技術上の基準を創設するともに、施設の構造など施設整備に関する事項を記載することとしてきた事業計画について、排水施設の点検の方法及び頻度を記載することとする等の措置を講ずることとした。

なお、維持又は修繕等に係る具体的な方策については、別途「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-(平成27年11月国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部)」を策定し、事業計画制度の運用については、別途「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成24年3月27日国水下事第63号)」を改定することとしたので参照されるとともに、持続的な下水道事業の確立に向けては、事業の健全性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保のための取組についても合わせて検討いただきたい。

(2)公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等の創設(下水道法

第7条の2、下水道法施行規則第4条の4関係)

今回の改正では、公共下水道管理者又は流域下水道管理者(以下「公共下水道管理者等」という。)が、公共下水道又は流域下水道(以下「公共下水道等」という。)を良好な状態に保つよう維持、修繕すべきことを明確化するとともに、政令において、多種多様な施設を含む、公共下水道等の維持又は修繕に関し、公共下水道管理者等が共通して遵守すべき最低限の技術上の基準等を定めることとした。

① 技術上の基準等の内容

技術上の基準等としては、以下の事項を定めた。

- イ 公共下水道等の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の 量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況(以下「公共下水 道等の構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、 及び清掃、しゆんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講 ずることとした。
- ロ 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視そ の他適切な方法により行うこととした。

「点検」の具体的な対応としては、排水施設については、マンホールの内部に職員等が入り直接目視で確認すること、又は、地上から管口カメラ等によりマンホール内部を映像等により確認することによって、その他の施設についても、職員等が直接目視で確認すること、又は測定機器を用いて聴覚で確認すること等によって、損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握すること等を想定している。

ハ ロの点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国 土交通省令で定める排水施設にあっては、5年に1回以上の適切な頻度で行うことと した。

当該排水施設は、下水道法施行規則第4条の4第1項において、(i)暗渠である構造の部分を有する排水施設のうち、(ii)下水の流路の勾配が著しく変化する箇所若しくは下水の流路の高低差が激しい箇所又は伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所及びこれらの箇所の周辺であって、(iii)コンクリートその他腐食しやすい材料でつくられているものを規定した。

二 ロの点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずることとした。

「必要な措置」としては、具体的には、点検等により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握した際に、診断・評価を行い、その結果に基づいて対策 (維持・修繕又は改築の方法等)を検討し、順次対策を実施すること等を想定している。

ホ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ 又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置 を講ずることとした。 下水道は災害の発生時においても人々が使い続けなければならない施設であり、その損壊等による溢水や処理能力の低下等は、人々の健康、生命に直接的かつ多大な影響を及ぼすおそれがあるため、その機能を維持するための迅速かつ適確な応急措置が求められるものである。

「必要な応急措置」としては、可搬式排水ポンプや仮設消毒池の設置などの災害時における措置のほか、災害時における措置を迅速かつ適確に行えるよう下水道事業における業務継続計画の策定や所要の資機材等の調達、円滑な調達のための協定の締結などによる適切な事前準備を行われたい。

② 点検結果等の記録及び保存

下水道法施行規則第4条の4第1項の排水施設については、次回点検時における異 状の適確な把握や効率的な維持又は修繕の実施に資するため、点検の年月日、点検を 実施した者の氏名及び点検の結果について、次に点検を行うまでの期間保存すること とした。

なお、その他の公共下水道等についても、同様の観点から点検結果の記録及び保存 に努められたい。

(3) 事業計画制度の拡充

① 事業計画への記載事項の追加等(下水道法第5条第1項第1号、第6条第1号及び第2号、第25条の12第1項第1号、第25条の13第1号及び第2号、下水道法施行令第4条第1号及び第5号、第17条の6第1号及び第5号、下水道法施行規則様式第2、第3、第15関係)

事業計画の記載事項等について、以下の追加又は変更を行った。

イ 排水施設の点検の方法及び頻度の記載

公共下水道等の事業計画において、排水施設の点検の方法及び頻度を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業計画の様式を改めるとともに、それらが下水道法第7条の2第2項の技術上の基準に適合していることを要件とした。これは、不適切な点検により、排水施設の腐食等が見過ごされれば、これらに起因する道路陥没等は人命への影響があるため、下水道法第7条の2第2項の技術上の基準の創設に加え、事業計画策定又は変更時に都道府県知事又は国土交通大臣による確認を行うことで、適切な点検の実効性を担保しようとするものである。

具体的には、公共下水道については、下水道法施行規則様式第2又は様式第3において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法施行規則第4条第2号の主要な管渠の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

また、流域下水道については、下水道法施行規則様式第15において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法第18条第2号の排水施設の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

ここでいう「点検箇所の数」としては、下水の貯留その他の原因により腐食するお

それの大きい排水施設(公共下水道にあっては、主要な管渠(下水道法施行規則第3条に定める、下水排除面積が20~クタール(その構造の大部分が開渠のものにあっては、10~クタール)以上の管渠。以下同じ。)に限る。)の箇所を点検するために職員等が入る又は管口カメラ等を挿入するためのマンホールの数を記載するとともに、下水道法施行規則第4条第2号又は第18条第2号の平面図には「点検箇所の数」に計上したマンホールの位置が明らかになるようにされたい。

ロ 土地利用の状況の考慮

公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められていることを要件とした。

「土地利用の状況」とは、商業地や住宅地といった土地の用途に加え、地下街、高齢者・障害者等の要配慮者関連施設、ターミナル駅周辺等の土地の高度利用の状況等を示すものである。「公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められている」とは、商業地や住宅地といった雨水の流出の程度を考慮し公共下水道等の整備を行うことに加え、雨水の流出の程度を考慮するだけでは、地下街浸水による人命被害や交通の機能断絶による重大な経済被害が生じうる場合等について、土地の高度利用の状況等も考慮し、その防止を図るため適切な範囲で公共下水道等の整備水準を上げることなどを想定している。

ハ協議書類の変更

イ及び口を確認するため、事業計画の協議を申し出ようとするときは、土地利用の 状況を記載した書類を添付しなければならないこととするとともに、毎会計年度の工 事費の予定額及びその予定財源を記載した書類には、維持管理に要する費用について も含めることとした。

② 経過措置(改正法附則第3条関係)

改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画については、改正法 の施行の日(平成27年11月19日)から起算して3年を経過する日(その日までに事業計 画を変更するときは変更の日)までの間は、なお従前の例によることとした。

このため、改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画について、平成30年11月18日までに変更の必要があるときは、合わせて改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、変更の手続を行うこととされたい。また、事業計画を変更する予定がない場合にも、平成30年11月18日までの間に、改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、改正法に基づく手続により、事業計画を変更されたい。